

市町村の連携による森林整備の促進について

1 テーマの趣旨・目的

北部林業事務所印旛支所は、千葉県北西部に位置する19市2町を所管しており、森林面積は17,458ha、森林率は11%と、都市部に近接している立地から、地区面積に対する森林の占める割合は少なく、かつ各地に小規模な森林が分散して存在する地域となっている。(写真1)

森林の構成はスギやヒノキ等の人工林が30%、広葉樹を主体とした天然林が47%、竹林その他が23%となっている。



写真1 住宅地に隣接する小規模な森林

一方で、当管内は県内人口の約8割を占める地域であり、私有林人工林面積、林業従事者数、人口で按分される森林環境譲与税は、森林整備が必要な面積に対して、多く配分されている。

当管内の市町村では、森林整備を進めるほか、木材利用や環境教育、木育等に森林環境譲与税を活用することで、木材需要の増大や森林林業への意識の醸成により、森林整備の後押しをしているところだが、県内には間伐等の森林整備が必要な森林が多く、その多くが県南部の市町村となっている。

このことから、県全体の森林整備を促進する一つの手段として、都市部の市町村と森林を多く持つ市町村が協力して森林整備を行う森林整備広域連携について、本県

の取組事例を報告する。

2 現状及びこれまでの取組の成果・課題

(1) 現状

市町村が連携するにあたって、都市部の市町村の課題と森林を多く持つ市町村の森林環境譲与税の活用に係る課題を整理したところ、都市部の市町村では、「整備に必要な森林が少ない」、「二酸化炭素排出量を削減したい」、「木材利用を進めたい」、「環境教育等の普及啓発を行いたい」といった課題があると考えられる。

一方で、森林を多く持つ市町村では、「整備に必要な森林が多く、森林整備費用が足りない」、「森林や地域材を有効活用したい」、といった課題があると考えられる。

これら課題については、それぞれ森林整備による二酸化炭素吸収量の獲得、都市部への地域材の供給、都市部から人を森林に招いての環境教育等、ニーズが一致することから、双方にとってメリットの多くなる連携とすることを目指し、市町村のマッチングに取り組むこととした。

(2) 取組内容

広域連携の種類として、森林整備の費用負担と二酸化炭素吸収量の還元を基盤とし、都市部の市町村の課題に応じ、森林整備を行った市町村から発生した木材を調達し利用する「木材利用タイプ」と森林整備を行った森林をレクリエーションの場として利用する「空間利用タイプ」に分別することとした。

都市部の市町村には、負担可能な費用、市として木材利用や環境教育等の課題の整理と望ましいタイプの選別等の協議を行い、森林整備を行う市町村には、森林整備を行う森林の選定に協力を得つつ、森林の状況調査、整備費用、還元される二酸化炭素吸収量の算定を行った。

その後、実際に連携を行うこととした各市町村職員と

現地を訪問し、森林整備の内容、木材の利用、森林空間の利用について説明し、森林整備広域連携の理解の向上を図った。

また、市町村職員の人員には限りがあるため、可能な限り市への負担が軽減されるよう配慮した計画となるよう森林整備広域連携協定の内容を検討した。

(3) 成果

令和4年度及び令和5年度に、次の4市町2組が森林整備広域連携協定を締結した。

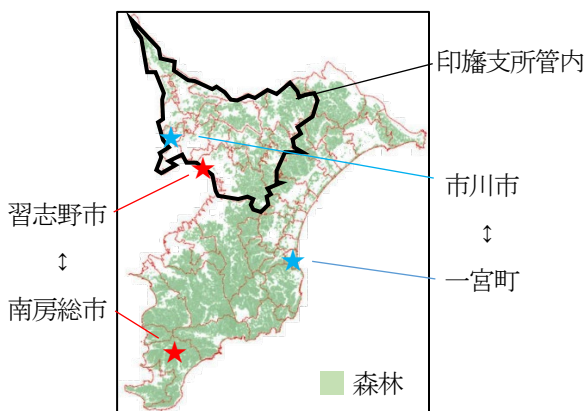


図1 協定締結市町村の位置関係

① 取組事例1 (木材利用タイプ)

令和5年3月28日付けで習志野市と南房総市で森林整備広域連携協定が締結された。(図1)

習志野市は県北西部に位置し、東京都に近接しており、海面埋立事業により造成された土地が多く、地域森林計画対象民有林面積は0haとなっている。

南房総市は県南部に位置し、薪炭用材として植栽されたマテバシイ林を含む、多くの森林が残されており、地域森林計画対象民有林面積は11,821haで森林率は51%、スギヒノキ等の人工林面積は4,498haとなっている。

協定の内容としては、南房総市の約11haの森林において実施する森林整備について、習志野市は森林環境譲与税を用いて森林整備費用を負担し、南房総市は費用負担を受けて実施した森林整備により確保した二酸化炭素吸収量138t-CO₂(試算値)について、千葉県の一酸化炭素吸収量認証制度を用いて習志野市へ還元する。

また、習志野市は南房総市から南房総市産木材を公共施設等において積極的に利用し、南房総市産木材のPRを行う計画となっている。(写真2)



写真2 南房総市産木材の製材所視察

② 取組事例2 (森林空間利用タイプ)

令和5年8月28日付けで市川市と一宮町で森林整備広域連携協定が締結された。(図1)

市川市は県北西部に位置し、東京都に隣接し、古くから都市開発が進み、地域森林計画対象民有林面積は73ha、スギヒノキ等の人工林面積は11haとなっている。

一宮町は県東部の九十九里浜南端に位置し、海岸部の松林と内陸部に多く森林が残されており、地域森林計画対象民有林面積は574haであり、人工林面積は140haとなっている。

協定の内容としては、一宮町の森林(町営憩いの森)約5haにおいて実施する森林整備について、市川市は森林環境譲与税を用いて森林整備費用を負担し、一宮町は費用負担を受けて実施した森林整備により増加した二酸化炭素吸収量67t-CO₂(試算値)について、千葉県の一酸化炭素吸収量認証制度を用いて市川市へ還元する。

また、市川市は森林整備を実施した森林(町営憩いの森)において、現地発生材を用い、テーブルやベンチ等の設置を行い、環境教育等のイベントを実施する計画となっている。(写真3)



写真3 森林整備及び環境教育に用いる憩いの森視察

(4) 課題

都市部の市町村と森林を多く持つ市町村が森林環境譲与税を通して連携し、県全体の森林整備を進める一方で、都市部に残された森林についても効率的に森林整備を実施していく必要がある。

当管内は、森林面積が少なく、小規模な森林が散在しており、且つ林業従事者数が少ない状況にあり、令和4年度に当管内で実施した森林整備面積は37.48haだが、1施行地あたりの平均面積は0.55haとなっている。

当管内での森林整備候補地の選定は、主に土地所有者から市町村への要望や林業事業者への依頼となっており、施行地が離れている場合も多く、林業従事者の移動と準備に人手と時間を要している。

このことから、森林整備を促進するには、ある程度のまとまりをもった区域内で、林業従事者が効率よく森林整備を実施できる状況を作る必要がある。

3 今後取組むべき内容

①具体的手法又は検討方向

森林管理の基本となる河川流域を一つの指標とし、同一流域内で隣接する複数の市町村について、一体的な森林整備計画の策定に取り組むこととする。

複数市町村による森林整備計画の策定には、航空レーザー測量を行い、河川流域の森林の現状を把握した上で、森林整備の緊急性やインフラ沿いの危険木等で優先順位を設け、実施箇所を選定し、市町村の合意形成を図る。

(図2)



図2 流域連携のイメージ

②理由

千葉県では令和元年房総半島台風等により、風倒木による停電被害や大雨による浸水被害が発生した地域があり、住民から風倒被害対策や水源涵養機能の発揮といった災害に強い森林づくりが課題となっている。

③期待される成果

河川流域内のまとまった区域で森林整備を実施することで、林業従事者の移動や準備に要する手間が省力化され、効率的に森林整備を進めることができると考えられる。

また、同一流域内で緊急性が高い森林を選定し、優先順位を設けて森林整備を行うことで、早期に災害に強い森林とすることができる。

緊急性が高い森林の選定には、市町村による委託事業化への判断材料となり、委託事業とした場合にも、実施箇所を絞ることで、土地所有者の調査及び同意取得に伴う市町村の負担も軽減されると考えられる。